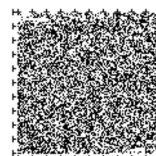
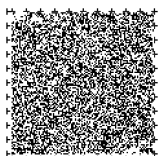
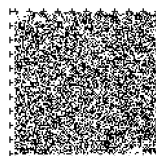

第4章 計画の具体的内容（施策の展開）







基本目標 1 地域福祉を進める「基盤」づくり

(1)「重層的な支援体制」の整備

【現状と課題】

- 地域包括支援センターは、地域生活の課題を受け止める機関として重要な役割を担っています。
- 子育て支援センターは、子育てに関する相談窓口にもなっています。
- 家庭内で同時に複数の課題を抱えており、慢性的な依存状態にある家族（多問題家族）のケースも表面化してきています。

- 町民が抱える課題・問題を早期に発見して適切に対応していくため、気軽に相談できる場を確保することが必要になっています。
- 国の「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、行政の取組みの“縦割り”の改善・解消が求められています。
- 「重層的支援体制整備事業」は、具体的には「包括的な相談支援」・「場」づくり・「地域づくり」から成りますが、詳細な構成や内容は、事業採択した各自治体の判断に委ねられています。
- 妊娠期から出産、子育て期にわたって、子育て世代に対する切れ目のない支援が求められています。
- 適切なサービスを利用するために、福祉に関する情報提供の充実が求められています。

基本的な考え方(取組みの方向)

「広報すぎと」や町ホームページを活用した情報提供、及びサービス相談窓口の一層の周知を図ります。

また、各福祉分野の相談体制では対応が困難で、複合化・複雑化しているケースなどに対応するため、重層的な支援体制の構築が必要です。そこで福祉力を統合する基盤づくりを進め、各相談窓口間の緊密で強固な連携、ネットワークの構築・強化と“断らない相談窓口”の実現を図ります。

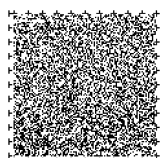
さらに、地域においては民生委員・児童委員と緊密な連携・協力を行うなど、町と地域が一体となった重層的な相談・情報提供体制の充実に努めます。

具体的な取組み

住民・地域の取組み

◇「広報すぎと」や町ホームページなどで各種相談窓口の情報を把握しましょう。

◇困ったときは町の各担当課や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員に相談するようにしましょう。



行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
1	窓口間の連携・連絡の強化を図りながら、スムーズな相談体制の実現に向け、「総合相談窓口」の設置に努めます。 また、子育て世代に切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」とを一体化し、相談支援を行う「こども家庭センター」を開設します（下図参照）。	福祉課 総務課 人権・男女共同参画推進課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課
2	民生委員・児童委員や人権擁護委員などの身近な相談窓口と、「地域包括支援センター」などの専門相談窓口の連携を強化します。	福祉課 人権・男女共同参画推進課 高齢介護課
3	「広報すぎと」や町ホームページを活用した情報提供や、「出前講座」の開催による各種相談窓口の周知に努めます。	福祉課 秘書広報課 人権・男女共同参画推進課 健康支援課
4	多様化かつ増大する福祉ニーズに対応するため、質の高い適切なサービスの提供に努めます。また、利用したサービスに対する苦情に適切に対応するとともに、再発防止に努めます。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課
5	高齢者、障がいのある人、子どもなど福祉関連の分野別計画及びその他関連計画の充実を図ります。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課

〈従来〉

「子ども家庭総合支援拠点」

子育て支援課

「子育て世代包括支援センター」

保健センター

子育て支援センター

〈今後〉令和6年度～

「こども家庭センター」

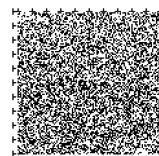
子育て支援課

保健センター

子育て支援センター

社会福祉協議会の取組み

- ◇気軽に相談できる体制の整備と行政との連携を強化します。
- ◇福祉ニーズの把握とサービスの向上に努めます。
- ◇福祉サービスに関し、わかりやすい情報の発信に努めます。



(2) 地域福祉ネットワークの強化

【現状と課題】

- 地域には、行政区（自治会・町内会）を基盤とする活動、老人会・PTAなどの活動、個人や団体によるボランティア活動、NPO法人の活動、社会福祉協議会が進める地域と連携した福祉活動など、様々な形の活動があります。
- 前回（平成 29 年度）と今回のアンケート調査結果を比較すると、「親しいつきあい」は 9.3%から 7.6%に減少する一方、「ほとんどつきあいはない」は 6.8%から 6.7%とほとんど変化がなく、近所づきあいの希薄化が一層進んでいることがうかがえます。
- 障がいのある人を支えるため、「杉戸町障がい者協議会」を中心としてネットワークづくりが進められています。
- 介護保険の分野において、「介護予防・日常生活支援総合事業」に基づく第1、2層の「生活支援コーディネーター」の養成・配置が、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた「新しい生活様式」に対応した形で図られています。

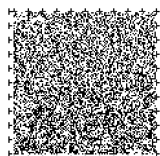
- 行政区・自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア、NPO法人などが町民と地域のネットワークをつくり、支え合い・助け合いを行うことが求められています。
- 高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 年度、さらには団塊ジュニア世代がすべて高齢者になる令和 22 年度に向けて、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の整備を早期に実現する必要があります。

基本的な考え方(取組みの方向)

地域における課題・問題を解決していくためには、地域住民とその暮らしに最も身近な行政区（自治会・町内会）、また地域で活動するさまざまな団体などによる、支え合い・助け合いのしくみづくりが重要です。

また、地域における支え合い・助け合いを基本に、人と人との“つながり”を重視したネットワークを確立・強化します。

【地域包括ケアシステムの「植木鉢」】



具体的な取組み

住民・地域の取組み

◇地域の活動に積極的に参加し、隣近所と顔見知りになりましょう。

◇隣近所と、日頃のコミュニケーションを心がけましょう。

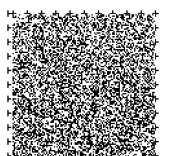
行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
6	行政区相互の連携や、自治会および民生委員・児童委員などとのネットワークの整備・強化に努め、町全体での地域福祉活動の活性化を図ります。	福祉課 住民協働課
7	要援護者が住み慣れた地域で、安心して自立した生活ができるよう、民生委員・児童委員による「要援護者あんしん見守りネットワーク」を支援します。	福祉課 高齢介護課
8	子育て家庭が身近な場所で気軽に交流や相談をすることができる「地域子育て支援拠点（子育て支援センター等）」の充実を図ります。	子育て支援課
9	「生活支援コーディネーター」の養成・配置を図るなど、介護保険の「介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）」を推進していきます。	高齢介護課
10	児童と母の保健・福祉の増進を図るため、「母子愛育会」の活動を支援します。	健康支援課

社会福祉協議会の取組み

◇ボランティア団体のネットワーク化を推進します...

◇「要援護者あんしん見守りネットワーク」に参加し、地域で要援護者を見守る体制づくりに協力します...



(3) 社会福祉協議会活動への支援

【現状と課題】

- アンケート調査によると、社会福祉協議会の活動内容を知らない人は 76.9%となっています。
- 社会福祉協議会の活動内容として知られているのは、「赤い羽根共同募金運動」が 70.4%で最も多く、次いで「歳末たすけあい運動」が 62.9%となっています。
- 社会福祉協議会が行う活動・支援として今後充実させてほしいものとしては、「地域生活を支える福祉サービスの充実」が 45.9%で最も多く、次いで「気軽に相談できる「福祉総合相談」の充実」が 37.7%、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が 35.2%、「住民による見守りや支え合い活動への支援」が 21.4%の順で続いています。
- 会員数の減少や社会経済情勢の変化により、社会福祉協議会の財政基盤が不安定になっています。

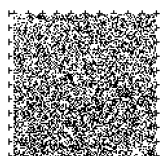
- 社会福祉協議会は、地域福祉活動の推進・支援主体として重要な位置を占めていることから、その活動内容などについて認知度を高める必要があります。
- 社会福祉協議会が行うサービスについての情報提供や、身近な地域の中で気軽に相談できるような支援体制の充実が求められています。
- 社会福祉協議会の活動を持続可能なものにするため、財政基盤の安定化を図る必要があります。

基本的な考え方(取組みの方向)

社会福祉協議会では、様々な福祉サービスの提供やボランティア活動の振興などに取り組んでおり、「地域福祉」を推進するうえで重要な役割を担っています。

また、地域における深刻な課題の解決や孤立防止などの地域生活課題にきめ細かく対応するには、社会福祉協議会の役割が重要になります。

このため、一層の認知度の向上を図るとともに、福祉活動の活性化をめざして、社会福祉協議会の事業活動を支援します。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

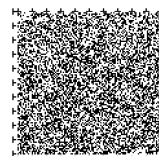
- ◇社会福祉協議会の会員になりましょう。
- ◇社会福祉協議会が発行している「社協だより」やホームページなどで、活動内容への理解を深めましょう。
- ◇社会福祉協議会の活動に協力しましょう。
- ◇社会福祉協議会が実施するイベントに参加しましょう。
- ◇「まごころ・とどけ隊」の協力会員に登録しましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
11	社会福祉協議会の活動内容を周知するとともに、地域ニーズに合った事業展開や活動の充実が図られるよう支援します。	福祉課
12	民生委員・児童委員と連携し、社会福祉協議会の活動に協力します。	福祉課

社会福祉協議会の取組み

- ◇地域の実情に合った事業の充実に努めます。
- ◇社会福祉協議会活動のPRに努めます。
- ◇募集期間の設定、職域会員募集の継続等、会員の拡大に努めます。
- ◇引き続き自主財源の確保に努めるとともに新たな財源の確保に向けて検討を行っていき、財政基盤の安定化に努めます。



基本目標 2 支え合い・助け合いの「ひと」づくり

(1) 福祉教育の充実

【現状と課題】

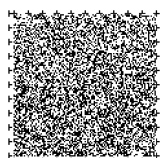
- 幼児期の福祉教育の充実のため、町内の保育園児が老人ホームを訪問し、お年寄りとの交流や遊び体験を実施しています。
- 町による「出前講座（まなびっちゃすぎと塾）」の実施や「すぎと町民大学」の設置により、生涯学習が推進されています。

- 「地域福祉」への理解と関心を深めるためには、幼少期からの「福祉のこころ」を育む教育や、町民が「地域福祉」に関心を持つきっかけとなる福祉教育の充実が必要です。
- 幼少期からの福祉教育や交流教育をはじめ、生涯学習や交流体験を通じて「心のバリア」を取り除くための環境づくりが求められています。

基本的な考え方(取組みの方向)

「地域福祉」の推進のために、地域住民一人ひとりが“自らの問題（「我が事」）”として福祉への理解と関心を高めていくことが重要です。そこで、幼少期から高齢期に至るまでの幅広いボランティアの体験や交流活動を推進・促進するとともに、積極的な広報・啓発活動に努めます。

また、出前講座や町民大学の一層の利用促進を図り、福祉教育をはじめとした生涯学習を推進し、町民の学ぶ意欲に応えます。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

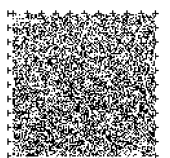
- ◇誰もがお互いの気持ちや親切心を大切に、お互いを思いやる心を育てましょう。
- ◇学校での福祉教育の経験を活かし、身近な所で気軽にボランティア活動に参加する「ちょいボラ」を実践してみましょう。
- ◇「まなびっチャすぎと塾」を利用してみたり、「すぎと町民大学」に参加したりして、「地域福祉」についての理解を深めましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
13	幼少期の段階から福祉への関心を高め、福祉活動への意欲を育むため、高齢者や障がいのある人などとの交流や体験学習などを通じ、福祉教育の充実に努めます。	子育て支援課 学校教育課
14	地域福祉の向上のため、「まなびっチャすぎと塾」や「すぎと町民大学」による生涯学習を推進し、地域づくりのリーダーとなる人材育成に努めます。	社会教育課
15	家庭・地域などにおける男女共同参画意識の高揚のため、学習機会の提供や情報の発信に努めます。	人権・男女共同参画推進課

社会福祉協議会の取組み

- ◇町内保育園、幼稚園、小・中学校を福祉協力校とし、子どもたちの福祉に関する活動を支援します。
- ◇学校での福祉を学ぶ授業の実施やそれに関わる教育育成について支援します。
- ◇地域における福祉教育の一環として、子どもから大人まで広く町民を対象としたボランティア体験学習を推進します。
- ◇子どもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる「ちょいボラ」を推進します。



(2) 地域の支え合い意識の育成

【現状と課題】

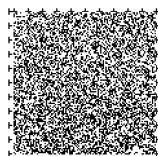
- アンケート調査結果によると、近所づきあいの程度について、「会えばあいさつする程度のつきあい」という回答が 42.4%で最も多く、「相談や助け合いができるような親しいつきあい」をしている人は 7.6%となっています。
- 地域で生活していく上での考え方では、「あまり人に頼らず、自分でできることは自分でやっていくべき（「自助」中心・重視）」という回答が4割弱を占め、最も多くなっています。
- 日常生活を営む上で主にかかわり合いを持つ「地域」の範囲として最も近いのは「隣近所の範囲」との回答が最も多くなっています。次いで「自治会・町内会、行政区の範囲」が多くなっており、「地域福祉」を考えるに当たっては、自治会・町内会や行政区が重要な役割を果たすことがうかがえます。
- 地域での交流が少なくなり、日常の暮らしの中で不安を抱えている人も増えています。アンケート結果によると、「不安や悩みを相談する相手」として「隣人、近所の人」と回答している人は 6.5%と少数となっています。

- 国では「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、町民同士の支え合いの仕組みづくりが求められています。
- 地域福祉の内容や必要性などについての広報・周知に努め、理解を促進するとともに、町民同士の助け合いの意識・心を育成していく必要があります。

基本的な考え方(取組みの方向)

今後、地域のつながりを深めるため、広報・周知活動により一人でも多くの地域住民に地域福祉を理解してもらい、ともに支え合う社会づくりにつなげます。

引き続き支え合い・助け合いを促進していき、誰もが安心して地域で生活できる環境をつくります。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

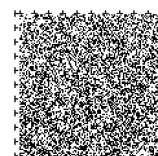
- ◇地域の人と気軽にあいさつを交わしましょう。
- ◇井戸端会議に花を咲かせましょう。
- ◇自治会活動に楽しみながら参加しましょう。
- ◇安否確認のために声をかけましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
16	「広報すぎと」や町ホームページ、または講習会などで、「地域福祉」の考え方や趣旨について周知を図ります。	福祉課
17	「障がい者週間記念事業」の開催など、町民が身近に福祉と接する機会をつくります。	福祉課
18	コミュニティ活動の状況や重要性などについて周知・啓発活動を行い、地域活動への参加を促進します。	住民協働課
19	地域住民同士の支え合い活動を推進するため、感染症対策等に留意しながら「あいさつ運動・声かけ運動」を実施します。	住民協働課 教育総務課
20	町民と行政区の連携を強化し、幅広い活動ができるよう支援します。	住民協働課
21	「広報すぎと」やイベント等を通じて「すぎの子憲章」の啓発に努めます。	子育て支援課

社会福祉協議会の取組み

- ◇「健康サロン」など誰もが参加でき、交流できる機会を提供し、地域住民同士の交流を深めます。
- ◇民生委員・児童委員、関係団体、町行政との連携を深めるよう努めます。
- ◇共同募金活動を通じて、支え合いによる地域づくりの仕組みへの理解を図ります。
- ◇「夏のボランティア体験」や「いきいきふれあいまつり」の開催などにより、町民が身近な福祉と接する機会をつくり、地域で支え合う心の育成を図ります。



（３）地域活動の担い手の育成・支援

【現状と課題】

- 支援を必要とする人が求めるサービスは多様化してきており、行政による従来型のサービスだけでは、こうした需要に対応していくことは難しくなっています。
- ボランティア活動・NPO活動をしている人の高齢化が進んでいます。また、一緒に活動する人を求めています。
- ボランティア活動・NPO活動をしたいと考えている人のための情報が不足しています。アンケート調査結果によると、ボランティア活動を「したい（または続けたい）」と回答している人は36.2%いますが、一方で、活動したことがない理由の回答として「きっかけがない」が33.0%、「情報が入って来ない」が26.6%となっています。
- アンケート調査によると、民生委員・児童委員の地区担当者も活動内容も知らない人が55.4%と、過半数を占めています。
- 民生委員・児童委員のなり手が不足し、欠員が発生しています。

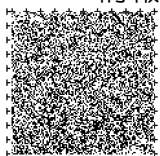
- 地域住民の誰もが“地域福祉の担い手”としての意識を高め、気軽に地域活動やボランティア活動等に参加できる体制づくりや人材育成など、活動を活発にする取り組みが必要とされています。
- ボランティア活動への理解・協力・支援が求められています。
また、若いリーダーの育成が急務となっています。
- ボランティア活動の情報発信が求められています。
- 地域福祉活動の推進主体として重要な民生委員・児童委員の活動内容などについての情報の提供を充実させ、認知度を高めていくことが求められています。
- 民生委員・児童委員の定数に対する充足を図る必要があります。
- 福祉に関わる人材の発掘・確保を図るとともに、要支援者のニーズの多様化、高度化に備えた福祉人材の育成をさらに進めていくことが求められています。

基本的な考え方（取組みの方向）

地域住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制の構築を実施するためには、さまざまな人が関わりを持つことが必要です。

地域において、行政区や自治会・町内会、ボランティア、民生委員・児童委員など、さまざまな福祉の担い手により行われている多様な町民活動を、社会福祉協議会とともに支援し、担い手の拡大や活動の振興を図ります。

また、今後も福祉活動を一層活性化させるために、民生委員・児童委員の活動を支援します。さらに、各種ボランティアの担い手・団体の育成、相互交流及び研修情報の提供などを支援します。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

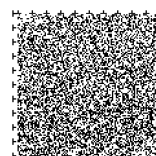
- ◇ボランティア活動・NPO活動に関心を持ちましょう。
- ◇ボランティア活動が必要な時には、「ボランティアセンター」に相談しましょう。
- ◇子どもから大人まで、誰もが気軽にボランティア活動に参加できる「ちょいボラ」を体験してみましょう。
- ◇民生委員・児童委員の活動に理解を深めるとともに、その活動に協力しましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
22	「広報すぎと」や町ホームページを活用し、町民の地域活動、ボランティア活動及びNPO活動についての情報提供に努めます。	福祉課 秘書広報課 住民協働課
23	「町民大学」卒業生など、地域福祉の担い手となる人材の活躍の場を広げるため、「地域福祉人材バンク」の創設について検討します。	福祉課 高齢介護課 健康支援課 社会教育課
24	民生委員・児童委員の活動内容の周知や情報提供に努めるとともに、積極的な活動を支援します。	福祉課
25	社会福祉協議会と協力し、各種ボランティアの担い手・団体と民生委員・児童委員との連携を図ります。	福祉課
26	認知症の人やその家族が地域での生活を安全で穏やかに営むことができるよう認知症サポーター養成講座を開催します。	高齢介護課
27	福祉、保健、健康、教育などに関わる町職員の資質向上を図るため、研修を実施するとともに、関係機関が実施する研修への参加に努めます。	福祉課 総務課 子育て支援課 高齢介護課 健康支援課

社会福祉協議会の取組み

- ◇情報発信、夏のボランティア体験の周知など、ボランティアセンターの充実に努めます。
- ◇「ちょいボラ」へのきっかけづくりのために、様々な体験メニューを実施します。
- ◇手話や要約筆記などの講習会を実施し、地域活動の担い手づくりやその活動等支援を行っていきます。
- ◇「福祉ボランティア連絡会」への支援や「ボランティア交流会」開催など、ボランティア活動・NPO活動の充実と情報提供に努めます。
- ◇「まごごろ・とどけ隊」の充実に努めるとともに、家事援助サービスの担い手である「協力会員」の育成を行います。
- ◇民生委員・児童委員の活動に協力します。



基本目標 3 「地域のつながり」づくり

(1) 地域における交流の促進

【現状と課題】

- アンケート調査によると、地域の活動や行事に参加していない、という回答が62.2%を占めています。
- 近所づきあいの希薄化に伴い、町民同士の交流する機会が少なくなっています。
- 地域の行事や祭りに参加する人が少なくなっており、地域のイベントとしての運営が難しくなっています。
- 町内における外国人の人口は、5年前に比べて117人増加しています。

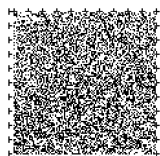
- 「誰もが地域から孤立せず、共に支え合い、助け合いながら暮らすことのできる地域づくり」に向けて、日頃から地域とのつながりを大切にし、互いに知り合い、交流し合う関係づくりが必要です。
- 地域のつながりをつくる上では、町民一人ひとりが身近な所での交流やふれあいを大切にするとともに、誰もが主体的に地域の活動や交流の場に参加できるよう促していくことが重要です。

基本的な考え方(取組みの方向)

町民同士が支え合う地域づくりのために「地域の人々が知り合い、ふれあう機会を増やすこと」が必要です。

また、年齢・性別・国籍・障がいの有無などの違いを超えて、幅広い層を対象とする必要があります。

そこで、地域の行事やお祭り・イベントをはじめとする、多くの人々が気軽に集まれる場を活用し、地域の交流・つながりを支援・促進します。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

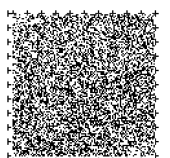
- ◇周りの人に声を掛け、地域の行事やイベントにみんなで参加・協力しましょう。
- ◇隣近所に転入してきた人がいる場合は、声を掛けて、地域のルールや行事を共有するように心がけましょう。
- ◇自治会・町内会に加入しましょう。
- ◇自治会活動に楽しみながら参加しましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
28	誰もが自由に参加できる場である「シニアサロン」等の活動を支援します。	高齢介護課
29	障がいのある人とない人との交流の場づくりを促進します。	福祉課
30	誰もが参加でき、伝統の継承につながる地域のお祭りなどの開催を支援します。	住民協働課 産業振興課 社会教育課
31	外国人町民と交流が図られるよう、杉戸町国際交流協会が実施している日本語教室、国際協力・理解講座及び異文化交流パーティーなどを支援します。	住民協働課

社会福祉協議会の取組み

- ◇高齢者などと地域住民が気軽に集い、地域の仲間づくりや介護予防の拠点として「シニアサロン」を開催します。
- ◇夏のボランティア体験メニューを充実させ、さまざまな年代の交流を図ります。



（２）社会的孤立対策の推進

【現状と課題】

- 地域から孤立して子育てをしているひとり親家庭や若年層のひきこもり・ニート、失業や病気などをきっかけに失業した中高年、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等、これらの問題が世代を超えて拡大することが懸念されます。
- 刑務所からの出所者やホームレス等の生活困窮者も、地域や社会とのつながりを失い、ときには「排除」の対象となりかねない場合もあります。
- 社会的孤立や排除、また公的福祉サービスによる支援が十分に行き届かない中、孤立死や自殺などといった極端な形態で問題が顕在化することもあります。感染症予防等で生活や社会の変化があった中で、社会的孤立に対する注目は高まり、令和５年６月より「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。
- 平成２７年４月より「生活困窮者自立支援法」が施行され、「生活保護」による支援だけではなく、それではカバーできないような困窮者も含めて支援していく取組みが進められています。
- ケアラー（ヤングケアラー）は家族による介護が一般的という社会通念や援助に多くの時間を要することもあり、悩みなどを相談しづらく、近年の家族構成の変化もあり、孤立化しやすくなっています。こうした背景を受け、埼玉県では全国に先駆けて、令和２年度に「ケアラー支援計画」を策定しました。
- 検挙人員に占める再犯者の割合（再犯者率）が上昇しており、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっていることを踏まえて、平成２８年１２月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が公布・施行されました。

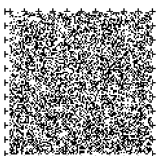
- 社会的孤立に陥っている人は、公的福祉サービスについての知識がない、助けは借りたくないなどの理由で、行政による支援が十分になされていないケースもあるため、地域でしっかりと受け止める仕組みを構築する必要があります。
- 自殺などの問題が予想される局面においては、ゲートキーパー（※）による対応等が求められます。
- ケアラーやヤングケアラーが一人で悩み等を抱え込まないように、適切に支援につなぐことなどの孤立化を防ぐ対応が求められます。
- 再犯の防止や犯罪をした人等の円滑な社会復帰を促進するための取組みが求められています。

※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のことです。

基本的な考え方（取組みの方向）

社会的孤立者を受け止めるための仕組みの構築には、多分野での連携が求められます。ホームレスの場合は住まいの確保、ニートの場合は職業的自立、ケアラーの場合は介護者の負担の軽減、出所者の場合は保護司による更生保護など、課題解決に適した各分野における情報交換や連携を、日頃から図る必要があります。

また、埼玉県と協力しながら、生活困窮者対策を進めます。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

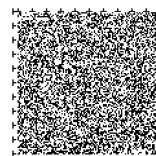
- ◇日頃から声かけ・見守りを積極的に行うようにしましょう。
- ◇気軽に相談し合える地域づくりを目指しましょう。
- ◇困ったときは町担当課や社会福祉協議会の相談窓口、民生委員・児童委員に相談するようにしましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
32	孤立・ひきこもり状態にある本人やその家族に対して、関係機関と連携しながら支援します。	福祉課 子育て支援課 健康支援課
33	ケアラー・ヤングケアラーの相談先の周知を図るとともに認知度向上のための啓発活動を進めます。また教育機関やサービス事業者との連携体制の整備に努めます。	福祉課 子育て支援課 学校教育課 高齢介護課
34	埼玉県東部中央福祉事務所などの関係機関との連携を強化し、生活困窮者を支援します。	福祉課
35	「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざし、必要な支援につなげる体制づくりに努めます。	健康支援課
36	自殺の危険のサインに気づき適切な支援者へつなぐ役割を主体的に担える「ゲートキーパー」を養成します。	健康支援課
37	出所者等への更生保護を行う保護司会の活動を支援します。また、新しく地域福祉計画と一体的に策定した「町再犯防止計画」の推進に努めます。(⇒60～63 ページ)	福祉課
38	関係機関と連携して DV 被害者等を支援します。	福祉課 人権・男女共同参画推進課 子育て支援課 高齢介護課

社会福祉協議会の取組み

- ◇生活困窮者等の問題を抱えた人の相談に応じ、関係機関と連携して支援します。
- ◇「フードバンク」事業を実施し、経済的に逼迫した状況にある世帯の自立支援に努めます。
- ◇支援が必要とされる世帯に対し、生活福祉資金・杉戸町福祉資金の貸付を行います。
- ◇学校等と連携し、ヤングケアラーへの支援を行います。
- ◇民生委員・児童委員の協力のもと、身近な相談窓口としての「心配ごと相談」を実施します。



(3) 再犯防止対策の推進（杉戸町再犯防止推進計画）

1 計画策定の趣旨

- ・ 明るい地域社会の構築のためには、犯罪や非行の防止とともに、再び同じ過ちをしないようにその立ち直りを支えることが大変重要になります。
- ・ 平成 28 年 12 月には、「再犯の防止等の推進に関する法律」（「再犯防止推進法」）が成立、施行され、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、再犯の防止等に関する取組みを国・地方公共団体・民間が一体となって推進するため、地方公共団体における再犯防止推進計画の策定が努力義務化されています。
- ・ 再犯を防止するためには、その人に指導等を行うだけでなく、住居、就労の確保や保健医療の提供など生活を立て直すために福祉の面からも併せて支援を行うことが重要となります。
- ・ 行政によるサービスだけでなく、生活を行う地域の住民や事業主の理解や支援も必要となることから、「地域福祉計画」と一体のものとして「杉戸町再犯防止推進計画」を策定し、地域福祉に関する取組みとともに総合的に推進し、誰一人として孤立することのない地域社会の実現を目指すものです。

2 計画の位置づけと期間

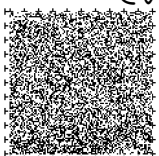
- 本計画は、「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条に定める「市町村再犯防止推進計画」として、位置づけます。
- また、本計画は「第 3 次杉戸町地域福祉計画」と一体の計画として策定することから、計画期間は「第 3 次杉戸町地域福祉計画」と同様の令和 6 年度から令和 11 年度までの 6 年間とします。

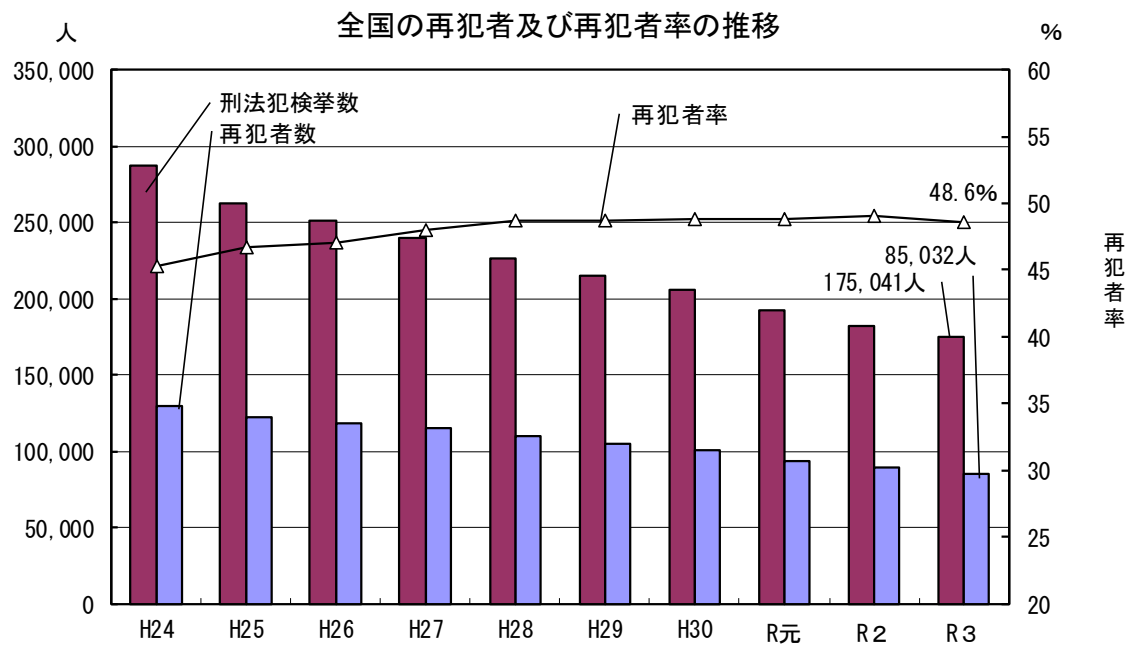
3 現状と課題

平成 15 年に「犯罪対策閣僚会議」を設置し、犯罪の抑止をめざして様々な取組みを進めた結果、わが国の刑法犯認知件数は年々減少し、平成 28 年には戦後最少となりました。

その一方で、検挙者に占める再犯者の割合を示す「再犯率」が上昇し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっています。

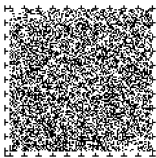
令和 4 年矯正統計によると、再犯者 8,033 名中、無職の人が 5,830 名と 72.6% となっています。就労状況以外にも住居がない等でやむにやまれず再び犯罪を行ってしまう人も多くいる他、犯罪を犯した人が高齢者、障がいのある人など通常の生活を営むためには、福祉による支援が必要な人という場合もあるなど、再犯を防ぐためには、本人の努力に加え、地域の人や事業者、行政からの支援も必要な人が少なくないというのが現状となっています。また地域の人や事業者からの理解を得たり、犯罪を犯した人を支援する体制整備を進めたりするための方策が課題となっています。





資料：令和4年度版再犯防止推進白書

年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年
再犯者率 (%)	48.8	48.8	49.1	48.6



4 具体的な取組み

住民・地域の取組み

◇再犯防止のための取組みや活動に関心を持ち、協力しましょう。

◇社会復帰をめざす人が、様々な「生きづらさ」を抱えていることへの理解を深めましょう。

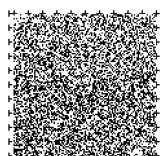
行政(町)の取組み

① 就労・住居の確保

No.	内 容	主な担当課
39	生活困窮者の自立の促進を図ることで、就労や住居確保に結び付け、将来的な再犯防止につなげます。	福祉課 建築課
40	公営住宅等の募集について、町ホームページ、窓口等において情報提供を行い、住居確保につなげます。	建築課

② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

No.	内 容	主な担当課
41	“貧困の連鎖”を解消するため、生活保護世帯・生活困窮世帯の中学生、高校生に対する学習支援・高校進学支援を行うとともに、高校中退防止を図ります。	福祉課 子育て支援課
42	保護司会と連携し、青少年はもとより一般町民を対象に、非行・薬物乱用防止についての意識の高揚と正しい知識の普及・啓発活動を行います。	福祉課 子育て支援課
43	高齢者や障がいのある人、薬物依存者などの保健医療・福祉の支援を必要とする対象者の地域での生活が可能となるよう、適切なサービスにつなげるように努めます。	高齢介護課 福祉課 健康支援課

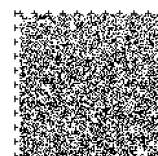


③ 広報・啓発活動の推進

No.	内 容	主な担当課
44	犯罪や非行を防止することを目的とした全国的な運動である、「社会を明るくする運動」において、保護司会が関係機関と連携し、取組みを推進します。	福祉課
45	青少年の健全育成と非行防止を推進するため、地域の関係団体と連携し、「非行のない地域づくり」を推進します。	子育て支援課
46	「ダメ、ゼッタイ。」普及運動等に協力し、町民に対して、薬物乱用による弊害に関する認識を促します。	健康支援課

社会福祉協議会の取組み

◇社会復帰をめざす人が、地域社会の中で様々な「生きづらさ」を抱えながら努力を重ねていることなどについて、広報・周知活動を行います。



基本目標 4 安心・安全な暮らしの「しくみ」づくり

(1)「福祉のまちづくり」の推進

【現状と課題】

○埼玉県では、平成7年に「埼玉県福祉のまちづくり条例」、平成20年に「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例」を制定し、数次の改正を経ながら建築物、駅などの公共交通機関の施設、公園、道路などのバリアフリー化を推進しています。

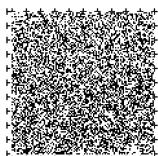
○視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、外国人など、情報を得ることが困難な人がいます。そのため、多種多様な方法で情報を提供する取組みが必要とされています。

- 不特定多数の人が利用する公的な施設が、誰にとっても使いやすく快適なものとなるよう、バリアフリー化およびユニバーサルデザインへの配慮を進める必要があります。
- 「福祉のまちづくり」を進めるためには、ハード整備だけではなく、各種媒体を活用したマナーアップの周知や、意識啓発を図る必要があります。

基本的な考え方(取組みの方向)

バリアフリー化およびユニバーサルデザインの導入を進め、年齢、性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを推進します。

施設整備などハード面の取組みには、費用や時間の問題からすぐに対応することが困難な場合があります。そこで、福祉のまちづくりについての意識啓発を推進し、ハード・ソフト両面からの取組みを進めます。



具体的な取組み

住民・地域の取組み

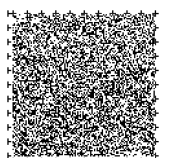
- ◇車いすに乗っている人や白杖を使っている人を見かけたら、手助けをしましょう。
- ◇「心のバリアフリー」を意識しましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
47	公共施設の整備にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を進めます。また、民間施設についてもバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した整備を促進します。	福祉課 ほか施設管理担当課
48	歩道の整備、段差の解消等にあたっては、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した安全な道路環境の整備を進めます。	都市施設整備課
49	公共交通機関の事業者と情報共有を図り、バリアフリー化を進めていきます。	福祉課 総合政策課
50	「トイレマップ」を作成し「多機能トイレ」の設置を推進するなど、外出時の不安の解消に努めます。	福祉課
51	「心のバリアフリー」・「心のユニバーサルデザイン」に関する普及・啓発を図ります。	福祉課

社会福祉協議会の取組み

- ◇ボランティア団体と協働し、広報すぎとの音訳版「声の広報」の作成や活用を図るなど、障がいのある人の「情報バリアフリー化」を図ります。
- ◇障がい者団体と連携し、バリアフリーに関する普及・啓発を図ります。



（２）防犯・交通安全対策等の推進

【現状と課題】

- 道路や通学路などに危険な箇所があります。
- 街灯等が少なく、夜間の外出が不安な地域があります。
- 地域の自主防犯体制の確立・強化が必要とされています。
- 登下校中の交通安全および不審者対策のため、子どもたちの登下校時の見守りが行われています。
- 令和４年中の県内における交通事故死者数は 104 人（全国ワースト８位）でした。その中で、自転車乗用中の交通事故死者数は 16 人（全国ワースト６位）でした。

- 子どもたちの安心・安全を地域全体で支援するため、子どもたちの登下校時の安全対策や地域での防犯対策を、一丸となって実施していく必要があります。
- 交通安全対策を推進し、子どもたちを交通事故から守る必要があります。
- 自転車乗用中の痛ましい事故が多発していることから、自転車の交通安全対策を進める必要があります。

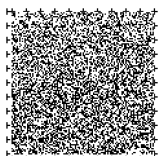
基本的な考え方(取組みの方向)

交通事故の発生を防止するため、警察や関係機関と連携して、交通安全意識の高揚を図るとともに、交通の安全を確保するため、安全な道路環境の整備を計画的に進めます。

警察や関係機関・自治会等の地域団体との連携のもと、広報・啓発活動や情報提供等を推進し、市民の防犯意識の高揚を図るとともに、安全で安心な暮らしやすい地域社会実現のため、犯罪防止に配慮した生活環境の整備を進めます。



交通事故・特殊詐欺被害防止啓発キャンペーン



具体的な取組み

住民・地域の取組み

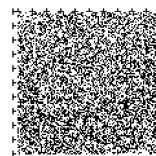
- ◇交通ルールを守り、交通安全に努めましょう。
- ◇地域の防犯活動、交通安全活動などに積極的に参加しましょう。
- ◇「子どもたちの安全は大人が守る」という意識を高めましょう。
- ◇日頃から、地域パトロール活動を心がけましょう。
- ◇自転車保険に加入しましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
52	自主防犯活動を支援・促進し、各地域の防犯推進員と連携を図りながら、地域防犯体制の強化に努めます。	危機管理課
53	警察署、消防署などの関係機関・団体との連携を強化し、安心・安全なまちづくりに努めます。	危機管理課
54	防災無線や「広報すぎと」、町ホームページ、防犯メールなどを通じて防犯・交通安全の情報を発信します。	危機管理課
55	防犯灯やカーブミラー、ガードレールなどを整備し、安全な道路や通学路の確保に努めます。	危機管理課 都市施設整備課
56	自転車交通安全教室（スクアード・ストレイト）、自転車保険への加入及び放置自転車対策など、自転車や歩行者に関する交通安全対策を実施します。	危機管理課 都市施設整備課 学校教育課
57	高齢者の運転免許証自主返納支援事業等の実施により、高齢者の交通安全に努めます。	住民協働課 危機管理課
58	夏まつりや流灯まつりの際に、青少年育成推進委員によるパトロールを実施します。	子育て支援課
59	子ども110番「ホッとハウス」を委嘱し、子どもを一時的に保護する緊急避難所としての役割を依頼するなど、安心・安全な登下校を地域の力で守ります。	学校教育課
60	児童・生徒の下校時間帯に防災行政無線による一斉放送を行うとともに、青色防犯パトロールを実施し、見守りによる犯罪の抑止を図ります。	危機管理課 学校教育課

社会福祉協議会の取組み

- ◇警察と連携・協力して子どもや高齢者のための見守りネットワーク体制を整えます。
- ◇地域の見守り活動に協力します。



(3) 権利擁護体制の充実

【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、老後の生活や介護、自分や家族の健康に不安を抱いている、という回答が非常に多くなっています。
- 一人暮らしの高齢者や認知症高齢者などを狙ったいわゆる「特殊詐欺」や、悪質なリフォーム詐欺などの被害が発生しています。
- 高齢者、障がいのある人、子どもへの虐待の防止等のための法律が、それぞれ制定され、各市町村に窓口が設置されています。また、平成29年7月に、県において「埼玉県虐待禁止条例」が制定され、児童・高齢者・障がい者に対応した虐待の禁止等に関する施策を総合的・計画的に推進することとしています。
- 全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月1日から施行されています。

- 高齢化の進行に伴い、医療・介護・福祉等のニーズがますます増大していくことが予想されます。
- 認知症の人や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が十分でない人たちが、各種のサービスを利用しながら安心して日常生活を送るためには、その権利の擁護を図る必要があります。
- 平成28年5月から「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が施行され、「市町村利用促進基本計画」の策定に努めることなどが求められています。

基本的な考え方(取組みの方向)

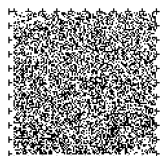
判断能力が十分でない人も地域の中で尊重され、安心して生活を送ることができるよう、権利擁護体制の充実に努めます。

また、地域の見守りにより、各分野の虐待の兆候を察知して支援に結び付けるとともに、緊急時には関係機関と連携して迅速に対応します。

具体的な取組み

住民・地域の取組み

- ◇身の回りで虐待などの異変に気が付いた時には、すぐに関係機関へ通報しましょう。
- ◇日頃から、特殊詐欺や消費者トラブルに巻き込まれないよう、注意しましょう。

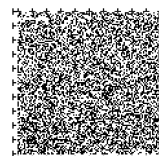


行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
61	各種人権啓発事業・研修会、人権啓発キャンペーン、人権相談や学校・社会における人権教育などを実施し、「人権が尊重される社会づくり」を推進します。	人権・男女共同参画推進課 学校教育課 社会教育課
62	関係機関と情報の共有化を図り、児童・高齢者・障がいのある人それぞれに対応した虐待の防止等に関する施策を推進します。	福祉課 子育て支援課 高齢介護課
63	高齢者などの消費者の利益を守るため、悪徳商法や詐欺などに関する情報の提供に努めるとともに、「杉戸町消費生活センター」の周知を図ります。	産業振興課
64	新しく地域福祉計画と一体的に策定した「町利用促進基本計画」の内容を推進し、「成年後見制度」の利用促進に努めます。(⇒70～73 ページ)	高齢介護課 福祉課
65	「障がい者虐待防止センター」が24時間対応であることを周知します。また、虐待に関する通報を受けた場合は、町による事実確認や訪問調査を実施するとともに、関係機関と連携して必要な措置を講じます。	福祉課
66	児童相談所等との連携を図り、必要に応じて面接や助言を行います。また、「広報すぎと」や街頭活動等により、「子ども虐待防止オレンジリボン運動」等の周知を図り、児童虐待防止の普及・啓発に努めます。	子育て支援課
67	相談体制の充実を図るとともに、杉戸町要援護者あんしん見守りネットワークを活用し、地域で早期発見・早期対応を図り、虐待防止に努めます。	高齢介護課
68	乳幼児健診未受診者の把握や訪問活動などにより、虐待の早期発見に努めます。	健康支援課

社会福祉協議会の取組み

- ◇「市民後見人」の育成を図ります...
- ◇「福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）」を実施し、福祉サービスの提供や相談、日常生活上の手続きや金銭に関する援助を行うなど、判断能力に不安のある人が安心して生活できるよう支援します。



(4)「成年後見制度」利用の促進（杉戸町成年後見制度利用促進基本計画）

1 計画策定の趣旨

- ・認知症の人や知的、精神障がい者など、判断能力が十分でない人が今後、増加していくことが見込まれます。そのような人の権利や財産を守り、支援するのが「成年後見制度」ですが、非常に重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない現状があります。
- ・そういった現状を改善すべく、国は、平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」を施行し、翌年3月には「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定して、概ね5年の間に市町村は、国の基本計画を勘案して市町村における「成年後見制度利用促進基本計画」を定めるよう努めるものとしています。
- ・制度の利用が必要な人への支援や制度の理解を進めるために、取組みを総合的に推進していくことが重要であることから、「地域福祉計画」と一体のものとして策定するものです。

2 計画の位置づけと期間

- 本計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第14条第1項に定める「市町村利用促進基本計画」として、位置づけます。
- また、本計画は「第3次杉戸町地域福祉計画」と一体の計画として策定することから、計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

3 「成年後見制度」とは…

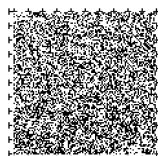
- 判断能力が不十分な成年者（認知症の人、知的障がい者、精神障がい者等）が不利益を被らないように家庭裁判所に申し立てをし、その人を援助してくれる人（「後見人」）を付け、財産管理や福祉サービスの利用などを任せる制度です。

法定後見制度：本人がひとりで決めることが心配になったとき、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度です。本人の不安に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの種類（類型）が用意されています。

類型	対象となる人	援助者	
補助	判断能力が不十分な人	補助人	・監督人を選任することがあります。
保佐	判断能力が著しく不十分な人	保佐人	
後見	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	成年後見人	

法定後見制度

任意後見制度：本人の判断能力が不十分になったときに、本人が予め結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。

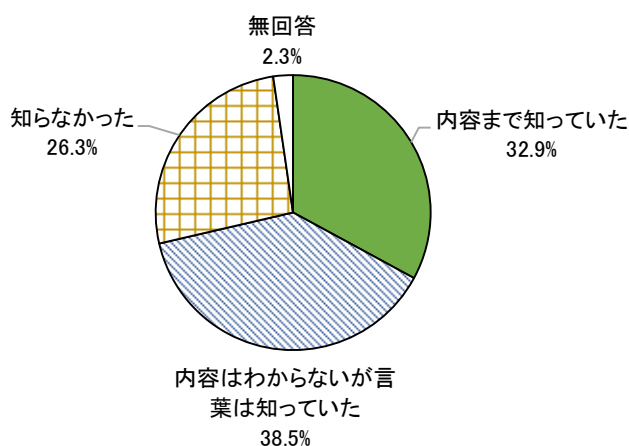


4 現状と課題

成年後見制度の本町の現状について、町民アンケート調査を見ると、「成年後見制度」の内容まで知っている人は3人に1人程度となっており、その利用については、「わからない」が36.7%で最も多くなっています。成年後見制度の利用促進をするにあたり、成年後見制度の周知啓発を行い、内容まで知っている人を増やすことが重要となります。

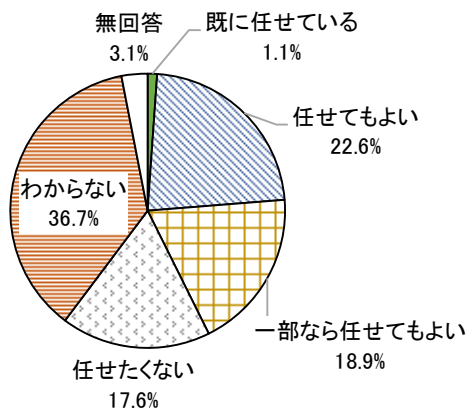
○【アンケート調査（令和5年）】結果

回答者数：818



・「成年後見制度」を知っていたかについて、「内容まで知っていた」と答えた人は32.9%と、3人に1人程度の認知度となっています。

回答者数：818

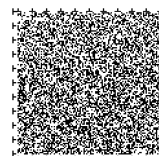


・「財産の管理や契約などについて万一自分自身では判断ができなくなった場合、「成年後見人」に財産管理などを任せることについてどう思うかについては、「わからない」という答えが36.7%と最も多く、「任せてもよい」は22.6%となっています。

5 具体的な取組み

住民・地域の取組み

◇判断能力が衰えた時に備えて、日頃から「成年後見制度」について、身近な人と話をするなど、関心を持つようにしましょう。



行政(町)の取組み

① 「成年後見制度」の広報・周知

No.	内 容	主な担当課
69	地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携し、支援を必要としている人が適切に制度を利用できるよう、「成年後見制度」の広報・周知に努めます。	高齢介護課 福祉課

② 体制（中核機関・ネットワーク）の整備

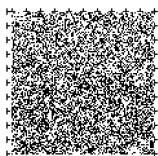
No.	内 容	主な担当課
70	町の権利擁護支援・成年後見制度利用促進の機能を強化するため、その中心的な役割を担う中核機関を設置し、4つの機能（①広報機能、②相談機能、③利用促進機能、④後見人支援機能）を段階的に整備します。 弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職に対し、「地域連携ネットワーク」の中心的な担い手として、中核機関の設置と円滑な業務運営への積極的な協力を依頼します。	高齢介護課 福祉課

【地域連携ネットワークの役割】

- ・権利擁護支援の必要な人の発見、支援
- ・早期の段階からの相談、対応体制の整備
- ・意思決定支援、身上保護を重視した成年後見制度利用の運用に資する支援体制の構築

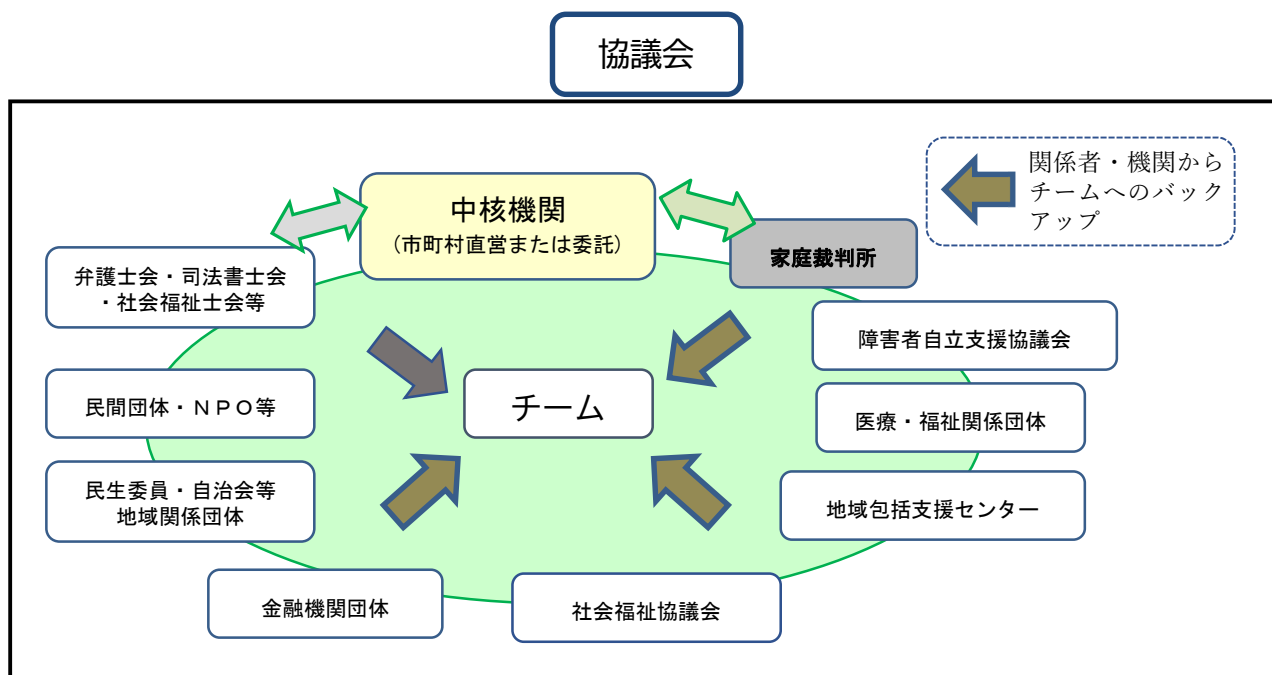
■中核機関の4つの機能

機能	概 要
広報	・成年後見制度に関する普及・広報を行います。
相談	・相談者の状況に応じた必要な支援につなげます。 ・専門職団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携した支援を行います。
利用促進	・市民後見人の育成や受任調整、その後の活動支援を行うための調整を実施します。
後見人支援	・親族後見人からの相談に対応するとともに、専門的知見が必要であると判断された場合に、専門職団体の協力を得ながら意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう支援します。



③ チーム・協議会の整備

No.	内 容	主な担当課
71	本人に身近な親族、医療・福祉・地域等の関係者と後見人によるチームを組織し、そのチームが本人を支える仕組みをつくります。 また、「中核機関」が中心となり、各専門職の団体や医療・福祉関係者等が定期的に集まる「利用促進協議会」を組織して、本人を支えるチームを支援するとともに、地域課題の検討・解決に向けた協議を行います。	高齢介護課 福祉課

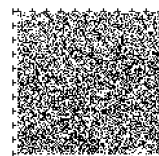


④ 市民後見人の養成

No.	内 容	主な担当課
72	今後の成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくため、町社会福祉協議会と連携し、市民後見人の養成講座の開催を検討します。	高齢介護課 福祉課

社会福祉協議会の取組み

- ◇成年後見制度の意義や重要性などについてより広く周知啓発を図り、制度の利用を促進します。
- ◇町と協同・連携して、「市民後見人養成講座」を開催していくよう、検討を進めます。



（５）災害時等における支援のしくみづくり

【現状と課題】

- アンケート調査結果によると、安心して暮らしていくために地域内にあれば良いと思う活動として、「緊急事態が起きたときの対応」が64.8%と最も多く、次いで「子どもや高齢者、障がいのある人への手助け」が30.6%と多くなっています。また、「交通安全や防災・防犯などの活動」との回答も29.8%と多く、第3位となっており、災害などの緊急時における手助けの意識は高いものがあります。
- 町では、災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人への支援体制（安否確認・避難誘導など）を整備するため、「避難行動要支援者登録制度」を創設し、平成30年1月より施行しています。

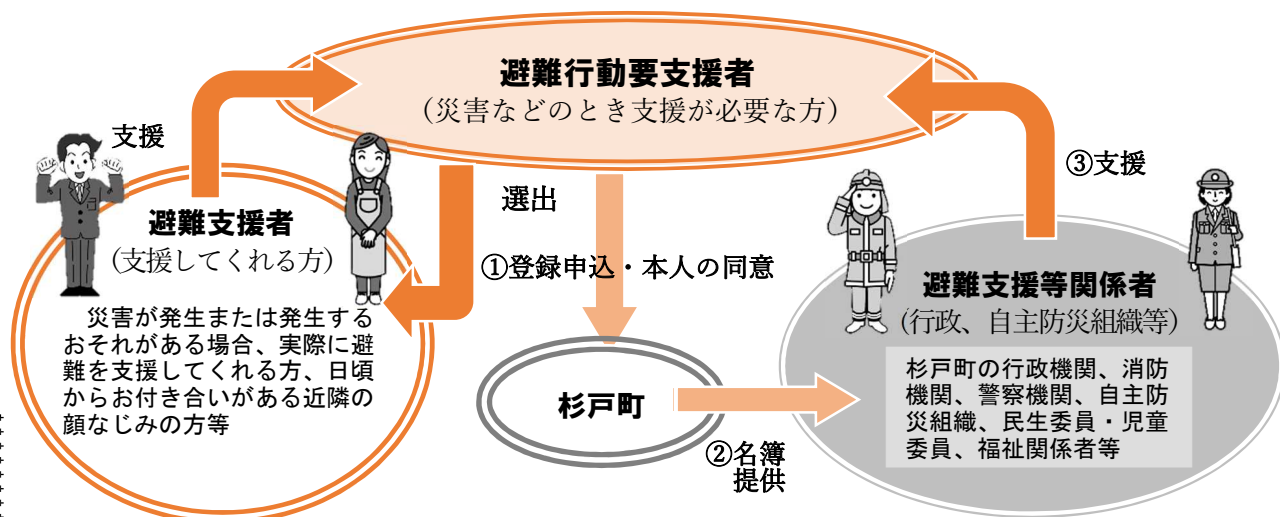
- 災害対策の充実には、町民一人ひとりの意識向上を図り「地域防災力」を高めていくことが必要不可欠になるため、「自主防災組織」への支援を行う必要があります。
- 災害時に支援を必要とする高齢者や障がいのある人などを把握して、避難を支援する人や活動内容をあらかじめ整理しておくなど、地域での取組みが必要です。
- 「避難行動要支援者」を支援する人の確保が課題となっています。
- 大規模な災害が発生した場合に備え、ボランティア団体等の協力体制を整備する必要があります。

基本的な考え方（取組みの方向）

災害に強いまちづくりを進めるためには、町民一人ひとりの意識向上を図り、地域における防災力を高め、町民や関係機関・団体・行政などが協力して防災対策に取り組む必要があります。

また、一人暮らし高齢者や障がいのある人などが迅速・安全に避難できるよう支援・協力の体制の整備を図り、関係機関・団体と避難行動要支援者の情報を共有し、的確な対応ができる体制づくりを進めます。

<「避難行動要支援者登録制度」のイメージ>



具体的な取組み

住民・地域の取組み

- ◇非常時や災害に備え、食料・飲料水を備蓄しておきましょう。
- ◇災害用伝言ダイヤルや、緊急時の連絡先を確認しておきましょう。
- ◇日頃から、災害時の危険箇所や避難場所を確認しましょう。
- ◇「自主防災組織」の活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ◇災害時に一人では避難することが困難な高齢者や障がいのある人については、「避難行動要支援者名簿」に登録するとともに、支援してくれる人との交流を心がけましょう。

行政(町)の取組み

No.	内 容	主な担当課
73	庁内の連携を強化し、災害時の支援の充実を図ります。	危機管理課
74	「防災士」の養成や「自主防災組織」の活動を支援します。	危機管理課
75	学校での防災教育を推進し、幼少期からの防災意識を高めます。	学校教育課
76	民生委員・児童委員などと連携し、日頃からの見守り活動や相談・支援活動を通して要支援者情報の把握に努めます。	福祉課
77	「避難行動要支援者避難支援計画」の町民への周知を図り、推進していきます。また、「避難行動要支援者名簿」や「避難行動要支援者個別計画」を作成し、関係機関・団体、自主防災組織、民生委員・児童委員などと情報を共有して、災害時における避難支援体制の強化を図ります。	福祉課 危機管理課 高齢介護課
78	一次避難所・二次避難所の運営体制の整備に努めます。	福祉課 危機管理課 高齢介護課

社会福祉協議会の取組み

- ◇日頃から、「友愛訪問」等を通じて要援護者の状況把握に努めます...
- ◇「避難行動要支援者名簿」に記載された個人情報適切に管理します...
- ◇「災害ボランティア養成講座」を実施し、養成に努めます...
- ◇「福祉避難所(すぎとピア)」の避難訓練について調査・検討を行い、実施します...

